

総第 79 号 安八町複合機調達業務 企画提案実施要領

1 件名

総第 79 号 安八町複合機調達業務

2 業務の目的

この要領は、当町が実施する複合機調達業務に係る企画提案の受付に関し必要な事項を定めるものとする。

3 業務内容

カラー複合機 6 台。調達の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 要件を満たす複合機の納入及び設置
- (2) 必要な作業及び初期動作確認
- (3) 機器の設定及び運用方法の説明
- (4) 複合機の保守
- (5) トナー、トナー回収ボトル等のコピー及びプリントアウトに要する消耗品の補充（コピー用紙及びフィニッシャー用ステープルを除く。）
- (6) 既設機器及びプリンタの移設及び撤去
- (7) ソフトウェアに係るサポートサービス等の提供
- (8) ペーパーレスに対する取り組みへのサポート体制
- (9) 契約終了時における設置、運用に要した物品等の撤去並びにそれらに保存されたデータの消去（復元不可能な状態にすること）

4 業務期間

稼働日より 60 月（長期継続契約）

5 見積限度額

見積限度額は、年額 4,461,600 円（消費税及び地方消費税は含まない。）

6 実施形式

公募型プロポーザル

7 参加資格

安八町競争入札参加資格審査を受け、安八町競争入札参加資格者名簿に登録された者で、かつ岐阜県内に本店又は支店等の拠点がある業者であること。

8 候補者決定方法

見積書、企画提案書及びプレゼンテーションにより評価基準書に従い採点する。

9 スケジュール

(1) 質問受付期間

令和7年1月9日(木) 午後1時～ 令和7年1月20日(月) 午後5時

(2) 質問に対する回答

令和7年1月22日(水) 午後5時まで

(3) 見積書企画提案書等提出期限

令和7年1月24日(金) 午後5時

(4) プレゼンテーション

令和7年1月28日(火) 午前中※予定

(5) 審査結果通知・公表

令和7年1月30日(木) 午後5時まで

10 質疑

本調達に関する質問は、次によりメールに提出すること。提出様式 質問書(様式1)

11 企画提案作成方法、提出要領

(1) 提出書類及び部数

企画提案書	15 部 (PDF データも提出すること。)
見積書(様式2)	1 部

(2) 提出場所

安八町役場総務課

(3) 提出方法

郵送又は持参(郵送の場合は、提出期限必着のこと。)

(4) 提案費用

企画提案書の作成及び提出に要する費用は、参加者の負担とする。

(5) 企画提案書作成方法

ア 件名「総第 79 号 安八町複合機調達業務 企画提案」

イ 様式は任意とするが、用紙のサイズは A4 とし、枚数は 30 ページ以内とする。

企画提案書の表紙及び目次並びに見積書(様式 2)はページ数に含めない。

ウ 仕様書の項目について、対応状況を一覧表にて作成すること。(様式 3)

(6) 見積書(様式 2)作成方法

モノクロとフルカラーの単価と合計金額(税抜き)をそれぞれ記載すること。

見積条件がある場合は記載すること。

(7) 評価項目一覧(様式 3)作成方法

本様式については、仕様書の対応状況を把握するためのものである。仕様書記載の評価項目一覧に対応状況に○印を記入すること。必須要件はすべて対応するものとする。その他の要件については、対応できるものは○印とすること。

(8) その他

企画提案書及び見積書の提出をもって参加表明とする。

受付期間後における書類の追加、修正、差し替え及び再提出は、一切認めない。

12 企画提案の審査要領

(1) 評価点の構成

技術点(350 点) + 価格点(150 点) = 評価点(500 点)

(2) 採点方法

提出された企画提案及びプレゼンテーションによる審査を行い、最も評価点の高い者を第 1 優先交渉権者とする。この場合において、最も評価点の高い者が 2 以上あるときは、技術点が高い者を上位とし、当該 2 以上の者の技術点及び価格点のいずれも同点である場合は、くじ引

きにより順位を決定する。くじ引きの実施日時、場所等については、別途連絡するものとし、くじ引きに参加しない者は、本調達を辞退したものとみなす。

ア 技術点(350 点満点)

企画提案書とプレゼンテーションにより評価基準に従い採点する。

※「必須」項目を満たしていないものがあつた場合は失格となる。

【評価基準】

コピー・プリント機能	90 点
フィニッシャー機能	70 点
スキャナー機能	65 点
ファックス機能	35 点
ペーパーレスへの取り組みへのサポート	20 点
保守体制	20 点
環境面への配慮	25 点
職員への負担軽減	15 点
全体評価	10 点

【プレゼンテーション実施方法】

参加企業、日時、場所は別途連絡する。

提案時間は 20 分以内とし、終了後に質疑時間を設ける。

参加できる人数は、4 人以内とする。

ディスプレイ、ケーブルは安八町にて準備する。

構成は、仕様書を基に具体的内容や実施方法を順序立て説明すること。

本町にとって最適であると見込まれる同等品以上の機能、保守体制など自由な提案を妨げるものではない。

イ 価格点(150 点満点)

$$150 - \{ (100 - 100 \times \text{最低価格} \div \text{見積価格}) \times 3 \}$$

※最低価格とは、最低額の見積価格をいう。

※見積価格が見積限度額を超えた場合は、失格となる。

※価格点に係る計算において、その計算結果に 1 に満たない端数が生じたときは、その数を切り捨てる。

13 審査結果の通知及び公表

令和 7 年 1 月 30 日(木)午後 5 時までホームページに公開する。なお、審査の内容に関する問い合わせには応じない。

14 失格

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) 提出期限までに企画提案書等を提出しなかった場合
- (2) 見積価格が見積限度額を超えている場合
- (3) 必須の項目において要件を満たしていないものがあつた場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があつた場合
- (5) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至つた場合
- (6) 公平な審査を害する行為があつた場合
- (7) 暴力団員等(安八町暴力団排除条例(平成 24 年安八町条例第 1 号。以下「条例」という。) 第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)と認められたとき。
- (8) 岐阜県暴力団排除条例(平成 22 年岐阜県条例第 54 号)第 15 条第 1 項又は第 2 項に違反したと認められたとき。
- (9) 暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者が暴力団員等と密接な関係を有していると認められたときを含む。)

15 その他

- (1) 提出書類は、返却しない。
- (2) 安八町情報公開条例(令和 17 年安八町条例第 1 号)に基づく公開請求があつた場合、本調達に関する全ての文書が原則として公開の対象となるが、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる情報

は、非公開であるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

(3) 審査結果に対する異議申し立ては、認めない。

16 担当部署・問合せ先

安八町役場総務課

〒503-0198 岐阜県安八郡安八町氷取 1 6 1 番地

電話 0584-64-7100

E-mail:soumu@town.anpachi.lg.jp